

令和8年度 アスベスト対策費補助金 分析調査 上限25万円、除去等 上限180万円

【対象建築物】

市内にある建築物のうち、壁、柱、天井等にアスベストが吹き付けられているおそれのある建築物



※石綿含有仕上塗装の除去等の工事については、補助対象外となりますのでご注意ください。

【補助金額】

内 容	補 助 金 額
分析調査	経費の全額 (上限25万円/棟) ※1、※2
除去等	除去、封じ込め又は囲い込みに要した経費の3分の2 (上限180万円/棟) ※2

※1 建築物石綿含有調査に係る講習を修了した者による調査が対象

※2 消費税課税業者である場合は、消費税相当額は対象外

Web サイトは
こちらから！！



【その他】

分析調査又は除去を途中で中止した場合や、予定どおり完了せず期限内に手続きができなかった場合には、補助金は交付できませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】建築課建築指導係(電話 0566-71-2241)

補助金申請の流れ

見積り(分析調査、除去)

分析調査の見積りは、異なる2以上の者がそれぞれ作成したものが必要となります。

↓
交付申請

令和8年12月28日までに交付申請書を提出してください。申請の受付は、当該年度内に予算額に達し次第締め切ります。

↓
契約・着手

※必ず分析調査又は除去に取り掛かる前に申請してください。

交付決定通知を受けてから契約を締結し、分析調査又は除去を行ってください。

↓
完了

分析調査又は除去が完了後、令和9年2月26日までに実績報告書を提出してください。

↓
実績報告

↓
補助金の額の確定

審査後、補助金の額の確定通知を発行します。

↓
補助金交付

書類審査後、市から指定口座へ補助金を振り込みます。